

情報 (各国の動向)

台湾の社会保障 (第4回) 台湾の年金制度について

小島 克久*

I はじめに

本誌の「情報」では、2017年12月刊および2018年3月刊の号において、台湾の社会保障を3回(社会保障制度の概要、医療、介護)にわたって取り上げた¹⁾。その後、ほかの制度を取り上げることなく今日に至っている。そこで、今回は台湾の社会保障の4回目として、年金制度を取り上げる。

II 台湾の高齢期の所得保障制度の体系

台湾の高齢期の所得保障制度の体系は、台湾当局の資料をもとにすると図1のようになる。これを見ると、第0層は社会福祉制度からの給付であり(公的扶助である「社会救助」を除く)、中低収入老人生活手当などの制度が位置づけられている。これらは無拠出で、所得などの条件に該当する高齢者を対象とした手当である。その上の第1層が社会保険制度であり、今回取り上げる公的な年金制度はここに位置づけられる。具体的には、

職業等 階層	軍人	公務員・教職員		雇用者	農民	自営業者など
第3層 個人保障	個人民間保険、個人貯蓄、家族による支援					
第2層 退職金 制度	軍人・公務員・教職員 退職金制度 (DB/年金) (66.6万人)	国営事業 退職金 制度	私立学校教 職員退職金 制度 (DC) (4.7万人)	労働者退職金制度 (DC)(新/741.3万人) (DB)(旧/66.6万人)	農民退職 貯蓄 (DC) (9.1万人)	-
第1層 社会保険	軍人 保険 (DB) (20.5万人)	公教人員保険 (DB) (58.9万人)		劳工保険 (DB/年金) (1,043.0万人)	農民健康 保険 (95.9万人)	国民年金 保険 (DB/年金) (281.1万人)
第0層 社会福祉	退役軍人給付(2.9万人)、中低収入老人生活手当(19.6万人)、 老年基本保障年金(42.1万人)、原住民族給付(4.4万人)、老年農民福祉手当(54.7万人)					

注：DBは確定給付，DCは確定拠出の制度を指す。数値は第1層，第2層は加入者数，第ゼロ層は受給者数を示す。下線部は国民年金制度の一環としての給付。斜体字は農民健康保険からの給付。

出所：国家發展委員会webページ『老齡經濟安全』より「我國老年經濟安全制度概況」を翻訳・加筆の上で引用。

図1 台湾の高齢期の所得保障制度 (2022年末現在)

* 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長

¹⁾ 詳細は本稿末尾の参考文献を参照。

軍人保険、公教人員保険、労工保険、農民健康保険、国民年金が該当する、その上の第2層は、（法律に基づく）退職金制度である。軍人、公務員や教職員、民間の雇用者等にそれぞれ該当する制度がある。第3層は個人保障とされる部分で、個人民間保険（個人年金）、貯蓄、家族による経済的支援があてはまる。

このように、台湾の年金制度は高齢期の所得保障の基礎として位置づけられている。また、国民年金の実施（2008年）により、制度的には皆年金

が達成されている。

III 台湾の年金制度の概要

1 年金制度の種類と被保険者

台湾の年金制度の概要は表1の通りである。まず、職業により加入する年金制度が異なる。現役の軍人は「軍人保険」、公務員や学校の教職員は「公教人員保険」、農会（農業団体）に加入する農民は「農民健康保険」に加入する。民間で雇用さ

表1 台湾の公的年金制度の現状

		軍人保険	公教人員保険	労工保険	農民健康保険	国民年金				
根拠法（施行）		軍人保険条例（1950年）	公教人員保険法（公務員1958年、私立学校教職員1970年）	労工保険条例（1950年）	農民健康保険条例（1985年）	国民年金法（2008年）				
被保険者		現役の軍人	・法で定める機関の有給職員・公私立学校の有給教職員	15歳以上65歳以下の雇用者など	農会会員である15歳以上の農民	25歳以上65歳未満でほかの社会保険に加入していない者				
給付項目		障害、退役、死亡、育休、家族葬祭	障害、老齢、死亡、遺族葬祭、育休、生育	生育、傷病、障害、老齢、死亡（労災以外）	生育、障害、葬祭	障害、老齢、葬祭、遺族、生育				
保険料率		法定 8～12% 9.94%（2017～）	法定 7～18% 10.16%（2023）	法定 7～13% 11%（2023）	法定 6～8% 2.55%（2023）	法定 6.5～12% 10%（2023）				
標準報酬		毎月の俸給	基本給および最高俸給超過加算給	26,400～45,800台湾元（約12.3万円～約21.3万円）	20,400台湾元（約9.5万円）	19,761台湾元（約9.2万円）				
保険料負担割合（%）	被保険者	35	35	雇用されている者	20	30 (156台湾元（約725円）)	低所得・重度障害者	0		
				職業組合加入者			60		所得一定額未満・軽度および中度障害者	30-45
				漁業組合会員			20		一般	
	雇用主	-	32.5(私立学校教職員のみ)	雇用されている者	70	-	-			
政府	65	65(私立学校教職員は32.5)	雇用されている者	10	70	低所得・重度障害者	100			
			職業組合加入者	40		所得一定額未満・軽度および中度障害者	55-70			
			漁業組合会員	80		一般	40			
加入者数		20.5万人（2022）	58.9万人（2022）	1,043.0万人（2022）	95.9万人（2022）	281.1万人（2022）				
年金基金規模		149億台湾元（2016）	3,580億台湾元（2022）	7,534億台湾元（2022）	-	4,524億台湾元（2022）				
老齢年金支給開始年齢		一時金のみ：勤務5年で5ヶ月分、勤務6～10年で1年あたり1ヶ月分を加算など。最高45ヶ月分	年金：①65歳、②60歳、③55歳 ※一時金も選択可（55歳以上などの条件あり）	60歳（2008年の改正法施行10年後に1歳引き上げ。その後2年ごとに1歳引き上げ、65歳まで引き上げ）	老年農民福祉手当に代替：65歳以上で、台湾居住者で直近3年間で毎年183日以上居住、農民健康保険加入15年以上など	65歳				
同支給条件			①保険料支払期間15年以上、②同20年以上、③同30年以上	保険料支払期間が15年以上あること		65歳に達していること				
同算定基準			退職10年前の平均給与×保険加入年数×1.3%（上限）など	平均給与が最も高い時期の60ヶ月間の平均×保険加入年数×0.775%+3,000台湾元など	月額7,550台湾元	標準報酬×保険加入年数×0.65%+3,772台湾元など				
所管		国防部	銓敘部	労働部	内政部	衛生福利部				
管理機関		台銀生命保険軍人保険部	台湾銀行公教保険部	労工保険局	労工保険局	労工保険局				

注：国民年金の「所得一定額未満」と一人あたり世帯所得が最低生活費の2.5倍で平均消費支出の1.5倍未満の者を指す。給付のうち、「生育」は被保険者の出産給付、「葬祭」「遺族葬祭」は葬祭費用の給付を指す。

出所：国家発展委員会「各社会保険比較表」をもとに表の組み替えを行い、主要な制度構成要素を抜粋。ただし、保険料率は衛生福利部、労働部労工保険局、銓敘部、国防部webサイトで可能な範囲で最新の情報を記載。加入者数、軍人保険を除く年金基金規模は国家発展委員会「老年経済安全圖表彙編」による。

れている者は「労工保険」、自営業者等は「国民年金」に加入し、両者が年金加入者の多くを占める。労工保険は、15歳以上65歳以下の雇用されている者（雇用する者がいない自営業者等を含む）が加入する。国民年金は、25歳以上65歳未満の自営業者などでほかの社会保険制度の対象とならない者が加入する。なお、「農民健康保険」は、もともとは医療保険を含む総合保険であったが、医療給付が全民健康保険に移行し、それ以外の給付が残ったものである。年金給付は老年農民福祉手当の支給に代替されている。本稿では、労工保険と国民年金を中心に論じる。

2 財源（保険料）

台湾の年金制度の財源は保険料である。労工保険の場合、被保険者の標準報酬月額（下限と上限あり）に11%（2023年）の保険料率を乗じた金額が保険料である。これを雇用されている者の場合、本人負担20%、雇用主負担70%、政府負担10%の割合で負担する。国民年金の保険料は、固定された標準報酬月額である保険金額（19,761台湾元（約9.2万円））に10%（2023年）の保険料率を乗じた金額が保険料であり、事実上の定額である。この保険料を、低所得者や重度障害者は全額政府負担、一般の人は本人負担60%、政府負担40%の割合で負担する。なお、公教人員保険では、基本給の10.16%（2023年）の保険料率を乗じた金額を、本人が35%、政府が65%の割合で負担する（公務員の場合）。

3 年金給付

年金給付について、労工保険と国民年金でその内容を見てみよう。労工保険では、老齢、障害、遺族の各年金と老齢一時金がある。国民年金でも、老齢、障害、遺族の各年金に加え、老齢基礎保障年金などの手当がある。老齢年金の受給資格は、労工保険では15年以上の加入で60歳以上の者（現在、2026年までに65歳への引き上げが実施中）。国民年金では65歳に達した者である。年金支給額は保険加入期間で賃金が最も高い60か月間の平均の平均賃金（国民年金は表1の同算定基準

の金額）に保険料納付期間、定められた率を乗じた金額で算定される。ただし、最低保障年金の仕組みがあり、労工保険、国民年金でそれぞれ月額3,000台湾元（約1.4万円）、3,772台湾元（約1.8万円）が保障される（2023年）。

障害年金は、労工保険、国民年金ともに被保険者に障害があり、就労ができないなどの条件にあてはまる場合に支給される。年金支給額は老齢年金と類似の方法で算定されるが、最低保障年金の水準が高く、労工保険、国民年金でそれぞれ月額4,000台湾元（約1.9万円）、5,065台湾元（約2.4万円）である（2023年）。遺族年金は、労工保険、国民年金ともに被保険者、年金受給者の遺族に支給される。遺族の範囲は、配偶者、子などである。最低保障年金の金額は老齢年金と同じである。

表1以外に、労工保険には老齢一時金もある。これは保険加入期間が15年未満の場合に支給され、平均賃金（保険をやめるまでの直近36か月間）の最大45か月分が支給される。なお、国民年金には老齢基礎保障年金、心身障害者基礎保障年金、原住民族年金があり、国民年金制度実施時（2008年）に、65歳以上、重度障害者、55歳以上の先住民族で、所得などの条件を満たす者が受給できる給付である。支給額は月額で老齢基礎保障年金、原住民族年金が3,772台湾元、心身障害者基礎保障年金が5,065台湾元である。

IV 台湾の主な公的年金の状況

表2は、台湾の主な公的年金の状況をまとめた表である。まず年金加入者数は、2022年の労工保険が約1,043万人、公教人員保険が約58.9万人、国民年金は約281.1万人である。これらの合計は約1,383万人となり、台湾の15～64歳人口の84.5%に相当する。この比は、国民年金が実施された2年後の2010年には81.3%であったが、その後少しずつ上昇して現在に至る。

次に年金受給者数をみると、2022年で労工保険が約159.8万人、公教人員保険が約0.2万人（公教人員保険では一時金での受給が多いため人数が少ない）、国民年金が約133.5万人であり、これらの

表2 台湾の主な公的年金の状況

			2010年	2012年	2014年	2016年	2018年	2020年	2022年
人口	15～64歳	(千人)	17,050	17,304	17,348	17,292	17,107	16,811	16,360
	65歳以上	(千人)	2,488	2,600	2,809	3,106	3,434	3,787	4,086
年金加入者数	総数	(千人)	13,867	14,029	14,092	14,169	14,249	14,255	13,830
	(15～64歳人口比)	(%)	81.3%	81.1%	81.2%	81.9%	83.3%	84.8%	84.5%
	労工保険	(千人)	9,398	9,710	9,920	10,165	10,372	10,555	10,430
	公教人員保険	(千人)	598	594	587	579	589	594	589
	国民年金	(千人)	3,872	3,726	3,584	3,425	3,287	3,106	2,811
老齢年金受給者数	総数	(千人)	307	684	1,189	1,678	2,175	2,589	2,934
	(65歳以上人口比)	(%)	12.4%	26.3%	42.3%	54.0%	63.4%	68.4%	71.8%
	労工保険	(千人)	119	319	615	884	1,166	1,397	1,598
	公教人員保険	(千人)	-	-	3	2	2	2	2
	国民年金	(千人)	189	365	571	791	1,008	1,189	1,335
平均受給額 (受給者一人あたり・月額)	労工保険	(千台湾元)	10.55	11.17	14.28	15.12	16.27	16.85	17.64
	国民年金	(千台湾元)	2.51	3.05	3.28	3.52	3.64	3.74	3.75
(参考) 平均賃金 (月額)		(千台湾元)	44.65	46.11	47.83	49.27	52.41	54.16	57.73

注：軍人保険については、2016年と2022年の加入者数はそれぞれ、218千人、205千人である（その他のデータは未入手）。平均受給額は受給者数が少ない公教人員保険を除く。

出所：國家發展委員會「各社會保險比較表」(2017.03.01更新)、「老年經濟安全圖表彙編」、労働部労工保険局「労工保険統計年報」(2022年版、2011年版)、台湾銀行公教保険部「公務人員保険統計」(2022年版)、内政部統計(人口)、主計総処「111年薪資與生產力統計年報」(平均賃金)より作成。

合計は約293.4万人である。65歳以上人口の71.8%に相当する。この比は、2010年には12.4%であったが、その後は上昇して現在に至っている。受給者一人当たりの平均受給額（老齢年金、月額）を見ると、2022年の場合、労工保険が約1万7千台湾元（約8.2万円）、国民年金が約3,700台湾元（約1.7万円）である。

参考文献

小島克久（2017）「台湾の社会保障（第1回）台湾の人口・経済の状況と社会保障制度の概要」『社会保障研究』第6巻2・3号、pp.412-415。

———（2017）「台湾の社会保障（第2回）台湾「全民健康保険」について」『社会保障研究』第6巻2・3号、pp.416-419。

———（2018）「台湾の社会保障（第3回）台湾の高齢者介護制度について」『社会保障研究』第6巻4号、pp.595-598。

増田雅暢・金貞任（編著）（2015）『アジアの社会保障』、法律文化社。

國家發展委員會老年經濟安全（高齢期所得保障）webサイト、https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=D7B9F1DAF6192D32（2023年11月24日最終確認）。

衛生福利部webサイト、<https://www.mohw.gov.tw>（2023年11月24日最終確認）。

労働部労工保険局webサイト、<https://www.bli.gov.tw>（2023年11月24日最終確認）。

台湾銀行公教人員保険部webサイト、<https://www.bot.com.tw/tw/policy-business/government-employees-insurance-service>（2023年11月24日最終確認）。

（こじま・かつひさ）